

名護市における委託連携加算算定について

青本P1550

指定介護予防支援を指定居宅介護支援事業所に**委託**する際

当該利用者に係る**必要な情報**を当該指定居宅介護支援事業所に**提供**し

当該居宅介護支援事業所における**介護予防サービス計画の作成等に協力した**場合

当該**委託を開始した日の属する月**に限り、**利用者1人につき1回**を限度として算定。

委託を開始した月に限り、
利用者1人につき1回を限度として算定

利用者1人



包括A

①委託

居宅A

- ②必要な情報を提供
- ③介護予防サービス計画の作成に協力

※同事業所内での担当変更の場合は算定不可

パターン1

利用者1人



利用者1人につき、包括Aから居宅Aに委託後、何度も必要な情報提供を行い介護予防サービス計画の作成に協力した場合。

包括A

①委託

居宅A

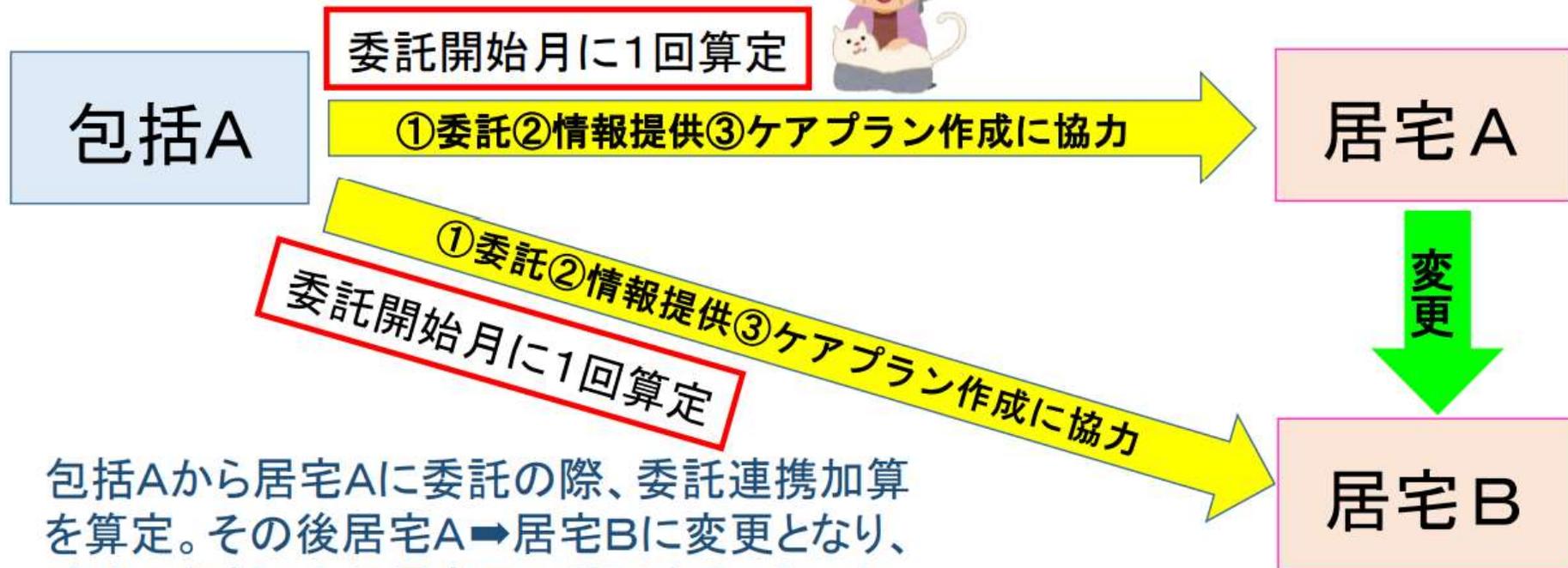
②必要な情報を提供

③介護予防サービス計画の作成に協力

委託開始月に1回のみ算定

パターン2

利用者1人



包括Aから居宅Aに委託の際、委託連携加算を算定。その後居宅A➡居宅Bに変更となり、改めて包括Aから居宅Bに委託することになった場合。

パターン3

利用者1人



委託開始月に1回算定

包括A

①委託②情報提供③ケアプラン作成に協力

居宅A

変更

包括B

委託開始月に1回算定

①委託②情報提供③ケアプラン作成に協力

包括Aから居宅Aに委託の際、委託連携加算を算定。その後包括A⇒包括Bに変更となり、包括Bから引き続き居宅Aに委託することになった場合。

パターン4

要介護認定を受け、居宅Aで居宅サービス計画を作成していた利用者が、要支援認定を受けた後、包括の委託を受けて引き続き居宅Aで介護予防サービス計画を作成する場合。

